明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一五）　一
〔省　令〕
○押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働二〇八）　三六
〔告　示〕
○押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（厚生労働三九七）　九四

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十五号

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十九条第二項、第百二条及び第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（廃業等の届出） **第六条**　法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、法第九十条第二項の通知に係る書面、確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況を記載した様式第五号の二により作成した書類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） （削る）	（廃業等の届出） **第六条**　法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、法第九十条第二項の通知に係る書面、確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況を記載した様式第五号の二により作成した書類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　確定拠出年金運営管理業を廃止した場合　届出者の印鑑証明書

様式第一号から様式第五号まで中「㊞」を削る。